

令和4年度実地指導結果 サービス種別：居宅介護

| 申請者名 | 事業所所在地 | 事業所名 | 実地指導日 | 文書による指摘の内容 | 指摘に対する是正状況 | 備考 |
|------------------|--------|-------------------------------|----------|--|------------|----|
| 株式会社タケザキ | 室戸市 | ヘルパーステーションひまわり | R4.7.27 | <ol style="list-style-type: none"> 届出している平面図が実態と相違していることが認められた。 支給決定障害者等の受給者証に指定居宅介護の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定居宅介護の量その他の必要な事項を記載していないことが認められた。 法定代理受領により支給を受けた介護給付費の額を支給決定障害者等に通知していないことが認められた。 必要な居宅介護計画の変更を行っていない事例が認められた。 身体拘束等の適正化のための指針を整備していないことが認められた。 | 改善済 | |
| 社会福祉法人安芸市社会福祉協議会 | 安芸市 | ホームヘルパーステーションあき | R4.10.11 | <ol style="list-style-type: none"> 事業所の平面図、管理者及びサービス提供責任者を変更しているにもかかわらず届け出していないことが認められた。 指定居宅介護の利用の申込みを行った支給決定障害者等に対し、重要事項を記した文書を交付していない事例が認められた。 身体拘束等の適正化のための指針を整備していないことが認められた。 居宅介護計画に、派遣される従業者の種別について記載がない事例が認められた。 | 改善済 | |
| 株式会社竹内食品 | 南国市 | ヘルパーステーション絆 | R4.6.28 | <ol style="list-style-type: none"> サービス提供責任者及び運営規程を変更しているにもかかわらず届け出していないことが認められた。 虐待の防止等のための必要な体制の整備及び研修を実施する等の措置を講じていないことが認められた。 従業者の員数を常勤換算方法で2.5以上配置していない期間が認められた。 常勤の管理者を配置していない期間が認められた。 契約支給量の変更があった場合に、支給決定障害者等の受給者証に記載していない事例が認められた。 サービスの提供について記録していない事例が認められた。 サービスの提供の記録に際して支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けていない事例が認められた。 法定代理受領により支給を受けた介護給付費の額を支給決定障害者等に通知していないことが認められた。 必要な居宅介護計画の変更を行っていない事例が認められた。 運営規程に実態と相違する事項（営業日）が認められた。 身体拘束等の適正化のための指針を整備していないことが認められた。 居宅介護サービス費の額の算定に当たり不適切な事例（新規に居宅介護計画を作成した利用者でないにもかかわらず初回加算を算定）が認められた。 | 改善済 | |
| 合同会社愛浜 | 土佐市 | 訪問介護ステーション愛浜 | R4.7.14 | <ol style="list-style-type: none"> サービス提供責任者及び運営規程を変更しているにもかかわらず届け出していないことが認められた。 居宅介護計画の作成に当たって、担当する従業者の氏名を明らかにしていない事例が認められた。 職場におけるハラスメントの防止について、職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発していないことが認められた。 身体拘束等の適正化のための指針を整備していないことが認められた。 居宅介護計画に、派遣される従業者の種別について記載がない事例が認められた。 居宅介護サービス費の額の算定に当たり不適切な事例（初任者研修課程修了者がサービス提供責任者として配置されていないにもかかわらず、配置されている場合の減算を行って算定）が認められた。 | 改善済 | |
| 有限会社四国総合介護システム | 土佐市 | ヘルパーステーションすまいる | R4.11.8 | <ol style="list-style-type: none"> 重要事項説明書に不足する事項（運営規程の概要（虐待の防止のための措置に関する事項））が認められた。 サービスの提供の記録に際して支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けていない事例が認められた。 | 改善済 | |
| 社会福祉法人須崎市社会福祉協議会 | 須崎市 | 須崎市社会福祉協議会指定訪問介護事業所 | R4.9.29 | <ol style="list-style-type: none"> 運営規程を変更しているにもかかわらず届け出していないことが認められた。 サービス提供責任者を必要な員数以上配置していない期間が認められた。 支給決定障害者等の受給者証に指定居宅介護の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定居宅介護の量その他の必要な事項を記載していない事例が認められた。 法定代理受領により支給を受けた介護給付費の額を支給決定障害者等に通知していないことが認められた。 身体拘束等の適正化のための指針を整備していないことが認められた。 | 改善済 | |
| 医療法人聖真会 | 土佐清水市 | 医療法人聖真会ホームヘルプサービスセンター「あったか清南」 | R4.8.31 | <ol style="list-style-type: none"> 虐待の防止等のための研修を実施する等の措置を講じていないことが認められた。 身体拘束等の適正化のための指針を整備していないことが認められた。 | 改善済 | |

| 申請者名 | 事業所所在地 | 事業所名 | 実地指導日 | 文書による指摘の内容 | 指摘に対する是正状況 | 備考 |
|--------------------|---------|------------------------|----------|--|------------|----|
| 有限会社亀乃子 | 土佐清水市 | 亀の子ヘルパーステーション | R4.10.26 | 1 契約支給量の変更があった場合に、支給決定障害者等の受給者証に変更前の契約支給量によるサービス提供終了日を記載していない事例が認められた。 2 法定代理受領により支給を受けた介護給付費の額を支給決定障害者等に通知していないことが認められた。 | 改善済 | |
| 有限会社西田順天堂薬局 | 香南市 | ヘルパーステーション白岩 | R4.8.2 | 1 運営規程を変更しているにもかかわらず届け出ていないことが認められた。 2 サービスの提供の記録に際して支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けていない事例が認められた。 3 身体拘束等の適正化のための指針を整備していないことが認められた。 4 居宅介護計画に、派遣される従業者の種別について記載がない事例が認められた。 | 改善済 | |
| 株式会社ニチイ学館 | 香南市 | ニチイケアセンター香南東 | R4.9.22 | 1 居宅介護サービス費の額の算定に当たり、次の(1)及び(2)のとおり不適切な事例が認められた。 (1) 居宅介護職員初任者研修課程修了者でない者をサービス提供責任者として配置しているにもかかわらず、居宅介護職員初任者研修課程修了者であるサービス提供責任者が作成した居宅介護計画に基づいて指定居宅介護等を行った場合の減算を行って算定 (2) 実際にサービス提供を行った時間帯が加算の対象となる時間帯ではないにもかかわらず、夜間・早朝加算を算定 | 改善済 | |
| 社会福祉法人香南市社会福祉協議会 | 香南市 | 障害者福祉サービス事業所ふれあいの里 | R4.12.13 | 1 運営規程に実態と相違する事項(従業者の職種、員数及び職務の内容)が認められた。 | 改善済 | |
| かみ介護サービス株式会社 | 香美市 | ヘルパーステーションあさひ | R4.12.8 | 1 サービス提供責任者を変更しているにもかかわらず届け出ていないことが認められた。 2 運営規程に実態と相違する事項(支給決定障害者等から受領する費用の額(交通費)及び通常の事業の実施地域)が認められた。 3 身体拘束等の適正化のための指針を整備していないことが認められた。 4 居宅介護計画について、指定居宅介護を提供した日から5年間保存していない事例が認められた。 | 改善済 | |
| 株式会社和こころ | 安芸郡田野町 | 障害福祉サービスとこころ | R4.6.30 | 1 虐待の防止等のための必要な体制の整備及び研修を実施する等の措置を講じていないことが認められた。 2 従業者の員数を常勤換算方法で2.5以上配置していない期間が認められた。 3 常勤のサービス提供責任者を配置していない期間が認められた。 4 サービスの提供の記録に際して支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けていない事例が認められた。 5 法定代理受領により支給を受けた介護給付費の額を支給決定障害者等に通知していないことが認められた。 6 居宅介護計画を作成していないことが認められた。 7 サービス提供責任者の責務を果たしていないことが認められた。 8 運営規程に不足する事項(事業の主たる対象とする障害の種類)及び実態と相違する事項(営業日、指定居宅介護の内容及び支給決定障害者等から受領する費用の額)が認められた。 9 勤務表を作成していないことが認められた。 10 重要事項を掲示していないことが認められた。 11 身体拘束等の適正化のための指針を整備していないことが認められた。 12 従業者が、従業者でなくなった後においても、秘密を保持するための必要な措置を講じていないことが認められた。 13 利用者及び利用者の家族の個人情報を用いる場合に、文書による同意を得ていないことが認められた。 14 虐待の発生又はその再発を防止するために必要な措置を適切に実施するための担当者を置いていないことが認められた。 | 廃止済 | |
| 社会福祉法人本山町社会福祉協議会 | 長岡郡本山町 | 本山町社会福祉協議会指定障害者訪問介護事業所 | R5.1.24 | 1 運営規程を変更しているにもかかわらず届け出ていないことが認められた。 2 支給決定障害者等の受給者証に指定居宅介護の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定居宅介護の量その他の必要な事項を記載していない事例が認められた。 3 サービスの提供の記録に際して支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けていないことが認められた。 4 勤務表に従業者の職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との業務関係、サービス提供責任者である旨を明確に記載していないことが認められた。 | 改善済 | |
| 有限会社ぬくもり介護センターおのおの | 吾川郡仁淀川町 | ぬくもり介護センターおのおの | R4.10.18 | 1 指定居宅介護の提供に係る記録について、指定居宅介護を提供した日から5年間保存していない事例が認められた。 | 改善済 | |
| 社会福祉法人仁淀川町社会福祉協議会 | 吾川郡仁淀川町 | サポートセンターほのか | R4.11.1 | なし | | |

| 申請者名 | 事業所所在地 | 事業所名 | 実地指導日 | 文書による指摘の内容 | 指摘に対する是正状況 | 備考 |
|------------------|--------|-------------------------------|---------|--|-----------------|----|
| 四国部品株式会社 | 高岡郡越知町 | 介護サービスなごみ高知事業所 | R4.8.4 | <ol style="list-style-type: none"> 1 届出している平面図が実態と相違していることが認められた。 2 運営規程に実態と相違する事項（支給決定障害者等から受領する費用の額）が認められた。 3 虐待の発生又はその再発を防止するために必要な措置を適切に実施するための担当者を置いていないことが認められた。 4 居宅介護計画に、派遣される従業員の種別について記載がないことが認められた。 | 改善済 | |
| 社会福祉法人越知町社会福祉協議会 | 高岡郡越知町 | 社会福祉法人越知町社会福祉協議会指定障害福祉サービス事業所 | R4.10.4 | <ol style="list-style-type: none"> 1 身体拘束等の適正化のための指針を整備していないことが認められた。 2 虐待の発生又はその再発を防止するために必要な措置を適切に実施するための担当者を置いていないことが認められた。 | 改善済 | |
| 社会福祉法人津野町社会福祉協議会 | 高岡郡津野町 | 津野町社会福祉協議会指定訪問介護事業所 | R4.7.12 | <ol style="list-style-type: none"> 1 虐待の防止等のための必要な体制の整備及び研修を実施する等の措置を講じていないことが認められた。 2 従業員の員数を常勤換算方法で2.5以上配置していない期間が認められた。 3 支給決定障害者等の受給者証に指定居宅介護の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定居宅介護の量その他の必要な事項を記載していないことが認められた。 4 居宅介護計画を作成していない事例が認められた。 5 運営規程に実態と相違する事項（支給決定障害者等から受領する費用、事業の主たる対象とする障害の種類）が認められた。 6 職場におけるハラスメントの防止について、相談（苦情を含む。）への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業員に周知していないことが認められた。 7 身体拘束等の適正化のための指針を整備していないことが認められた。 8 虐待の発生又はその再発を防止するために必要な措置を適切に実施するための担当者を置いていないことが認められた。 | 廃止済 ※基準該当に移行 | |